

第1章

いんざい環境特集

「環境」という幅広いテーマの中から、今、特に注目されている分野や、活発な動きのある話題を特集します。

特集 2022 30by30(サーティ・バイ・サーティ)

I 生物多様性

約 46 億年前に地球が誕生して以来、その時々周囲の環境に適応し、飛躍的進化や大絶滅を繰り返しながら、膨大な数の生物種が生み出されており、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。このような生きものたちの豊かな個性とつながりのことを「生物多様性*」(Biodiversity) といいます。

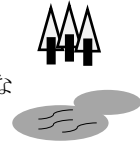
生物多様性条約や生物多様性基本法では、生物の多様性とは、「生態系*の多様性」、「種(種間)の多様性」、「遺伝子(種内)の多様性」という 3 つのレベルでの多様性が存在するとされています。

私たち人間は、地球上の生物の一員として、多様な生物が集まった生態系の恩恵を受け、またこれらの生命(いのち)とつながりを持ちながら生活しています。例えば、穀物や野菜、肉、魚など、他の生物を食べることによって生命を保っています。

私たちは、未来のために、さまざまな生物・生命(いのち)がつながり、豊かな自然と文化が守り育まれる社会を目指すことが重要です。

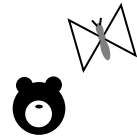
生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること



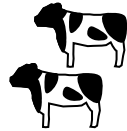
種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいること



遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること



千葉県の生物多様性ホットスポット

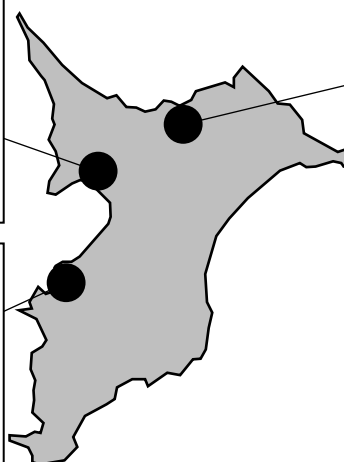
生物多様性ホットスポットとは、一般的に多種多様な生物が生育・生息する場所のことを指し、特にその保全が必要な場所と考えられます

谷津干潟

谷津干潟は、習志野市の谷津地区前面に広がった前浜干潟の一部が埋立を免れて残った場所です。ラムサール条約登録湿地として指定されています。

小櫃川河口

小櫃川は、房総の清澄山系に流れを發し木更津市の北側の東京湾に注ぎ込む川で、河口部で土砂が堆積し、盤州干潟を形成しています。
東京湾海岸部の本来の自然環境を有する小櫃川河口は、貴重な場所となっています。



印旛沼

印旛沼は手賀沼と併せて県立印旛手賀自然公園に指定され、両沼は県内最大の水域です。
以前は周辺部の都市化が進み日本で最も汚濁の激しい湖沼とされていましたが、行政・NPO・市民が一体となって水質浄化に取り組んでおり、徐々に水質が改善されてきています。

参考：生物多様性センター（千葉県）ウェブサイト

II 生物多様性条約

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではなく、世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、平成4年に「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性条約は、平成4年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で気候変動枠組条約とともに署名が開始されたため、この2つの条約は双子の条約ともいわれます。この2つの条約には地球上のほとんどの国が参加していることとなり、国際的な関心の高さが分かります。

III 愛知目標と達成状況

平成22年に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざす愛知目標が決まりました。

しかし、世界の生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、令和2年の生物多様性条約事務局の発表によると、「愛知目標の国際的な達成状況については、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない」という厳しい結果が示されました。

愛知目標と達成状況

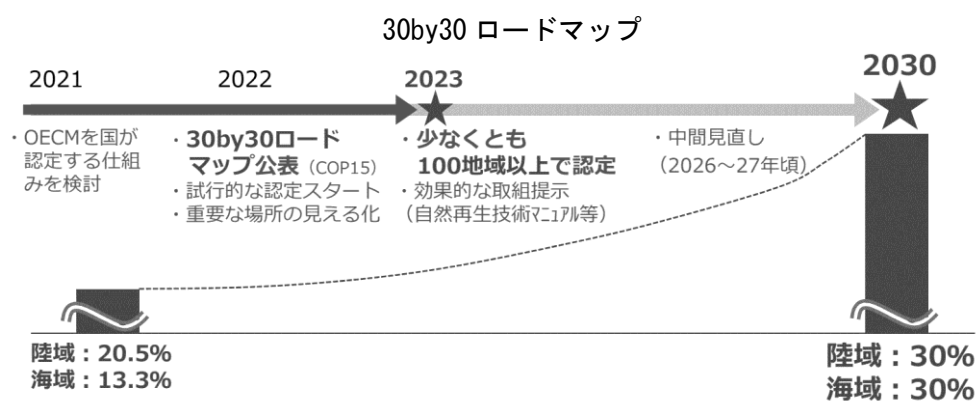
No	内容	達成状況	No	内容	達成状況
1	生物多様性の価値と行動の認識	未達成	11	陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全	部分的に達成
2	生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合	未達成	12	絶滅危惧種の絶滅が防止	未達成
3	有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用	未達成	13	作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化	未達成
4	持続可能な生産・消費計画の実施	未達成	14	自然の恵みの提供・回復・保全	未達成
5	森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少	未達成	15	劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献	未達成
6	水産資源の持続的な漁獲	未達成	16	ABSに関する名古屋議定書の施行・運用	部分的に達成
7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理	未達成	17	国家戦略の策定・実施	部分的に達成
8	汚染を有害でない水準へ	未達成	18	伝統的知識の尊重・統合	未達成
9	侵略的外来種の制御・根絶	部分的に達成	19	関連知識・科学技術の向上	部分的に達成
10	脆弱な生態系への悪影響の最小化	未達成	20	資金を顕著に増加	部分的に達成

資料：令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）より作成

IV 30by30 (サーティ・バイ・サーティ) 目標

令和4年には、「愛知目標」の後継の世界目標となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030年ミッションとして「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」を掲げています。

主要な目標の一つとして定められた、2030年までに陸と海の30%以上を保全すること、これが「30by30 (サーティ・バイ・サーティ)」です。



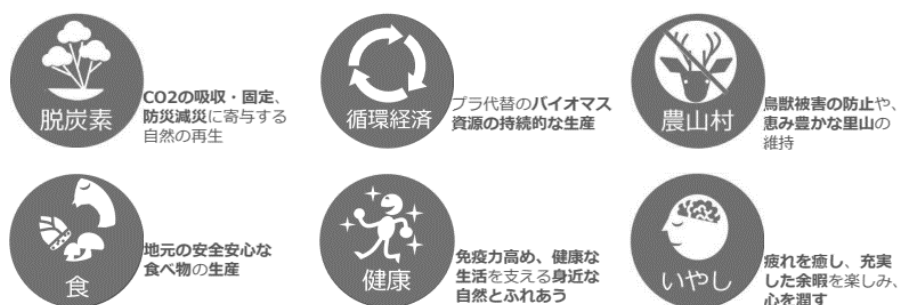
出典: 生物多様性のための30by30アライアンス (環境省) ウェブサイト

V 30by30 目標の達成に向けて

「30by30 目標」の達成に向けては、国立公園等の保護地域を拡張することに加え、社寺林や企業有林、企業緑地、里地里山等といった、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECD: Other Effective area-based Conservation Measures)」の保全が、新たに注目されています。

「30by30 目標」の達成のためには、地域、企業そして一人ひとりの力を結集してオールジャパンで取り組むことが重要です。

OECD 認定により期待される効果



出典: 生物多様性のための30by30アライアンス (環境省) ウェブサイト